**■ブロック独自ルール・予算補助**

単協の7次中期計画では、全体補助予算管理が変更され、使途を限定していた活動費（組合員活動

費・新規加入者対応費・支部運営委員会会議費等の全体補助）を「ブロック予算」として一元管理し、

使途及び執行ルールはブロックで決定していきます

【組織活動のブロック補助（負担）】

|  | 補助内容 | 適用条件 |
| --- | --- | --- |
| 地区支部大会会場費 | 全額実費 | 領収書添付 |
| 地区支部運営委員会　会場費・交通費 | 全額実費　 | 領収書添付　　徒歩・自転車には払わない |
| 支部での打合せ会場費・交通費 | 全額実費 | 領収書添付 |
| 支部運営委員会　昼食費 | 上限800円（税込）実額補助※月1回（2回目以降は組合員活動費で費用補助※支部が認めた組合員も補助対象とする。 | 領収書添付※午前午後にまたがる場合のみ |
| **支部運営委員研修** | 交通費・会場費・昼食費〈上限800円（税込）〉全額実費 | 期間；3月～6月末までの研修に限る。対象；支部運営委員と支部運営委員会が認めた組合員 |
| **新支部運営委員交流会** | 交流・親睦会費用（上限2,000円/参加者） | 期間；3月～7月末までの交流に限る対象；当年度支部運営委員※交流会中に個人が食する食事代に限る（オンライン参加含む） |
| **組合員活動費** | 拡大・新規加入者対応・利用結集・まちづくり活動・組織運営に対して、支部供給高と新規加入実績に応じて実費補助する。※補助額は状況に応じて年度毎に変動します。 | 領収書を添付する。　・内容が分からない費用、人件費的な費用、くらぶルーム費用は認めない |
| **組合員活動費追加予算** | 組合員活動費の使用状況に応じて組合員活動費を追加します。 | 支部運営委員会で承認後支部運営委員長が申請する。ブロック会議で申請承認に限る。 |
| **イベント補助予算** | ブロック・支部活動の費用補助・支部組合員活動費予算で賄うことができないものに活用する。・ブロック会議で提案承認とする。 | ・支部運営委員会の承認後、ブロック会議へ提案し承認を得る |
| **ブロック活動サポート** | ブロック依頼のチラシデザイン・学習会講師等。活動補助として上限3,000円までの消費材費用を申請することができる。 | ブロック会議で確認する |

【組織活動の全体補助（負担）】⇒現行ルールに変更なし　　　全体共通ルール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助内容 | 適用条件 |
| 拠点組活動費 | 右記条件を満たしている拠点設置されている全ての組に対して組供給高の0.5％ | ・実利用25人以上の組×2つ以上設置されている拠点（生活館・くらぶルーム・くらぶメゾン） |
| 班・組結成サポート | 班・組を新規結成した際、その準備にかかる経費（受け取り容器・はかりの購入実費など）を補助 | ・新規加入者あるいは個別配送からの移動者を含む４人以上で新班結成の場合、上限10,000円・新規に15人以上で組を結成した場合、組運営のスタート準備経費　　　上限40,000円  |
| 組活動費 | 実利用15人以上、月利用高の1.5％実利用25人以上、月利用高の2.0％ | ・組として申請している |
| 連活動補助費 | 年度上限10,000円申請金額は代表者の口座に5月の集金相殺で支払われる | ・組合員3名以上、12月末までに支部委員会承認を受けたグループ・領収書添付：実費補助費申請期間2月～3月 |